

「ペラペラの安保法制議論が続いていますが、思考停止なのでは？」

平成 27 年 6 月 16 日

●田中反蔵さんからの質問

安保法制についての議論がされていますが、政府与党も野党も表面上のペラペラの議論がされているように生意気ながら感じてしまいます。もっと根本的な議論、また単純に自分たちの国をどう守るのかという議論が必要だと思うのですが、何故そのような議論がないのでしょうか？思考停止状態で実は何も考えてないのでしょうか？

●西田昌司の答え

「自分の国は自分で守る」は当たり前ですが、今の安保法制議論にはこの当たり前のことが抜け落ちていますし、そもそも現行憲法には「自分の国は自分で守る」精神の欠片もありません。このことは、現行憲法の前文にある「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」という文言に如実に表れています。

現行憲法は、日本に主権のない占領中に GHQ により作られましたが、日本の自治は認めても、国家として自立させないことを目的としています。また、

第九条 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

二 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

という条文は、自衛権をも認めずに「国家主権の放棄」を宣言するものであり、独立国家としてはあり得ない憲法ですし、これに従えば自衛隊を持つことも許されないはずです。

昭和 21 年の帝国議会で、現行憲法への改正案が可決されました。この時、共産党の野坂参三は「第九条は、わが国が自衛権を放棄して民族の独立を危うくする危険がある。それ故にわが党は民族独立のためにこの憲法に反対しなければならない」と改正に反対しました。しかし、吉田茂は一切の自衛権を否定し、現行憲法を「新日本建設の礎石を築き、世界の平和の先頭に立たんとするもの」と褒め称えたのです。この後、昭和 25 年に自衛隊の前身である警察予備隊が設置されましたが、昭和 25 年の国会で吉田茂は「第九条の規定は、兵力をもって国際紛争の解決の手段にしないというだけの話で、日本の自衛権は独立とともにむろん回復する」「警察予備隊は、国の治安を維持するための組織」と態度を 180 度変えました。

GHQ の占領中に、歴史観・価値観・法体系の全てが変えられてしまいましたが、GHQ の命令に従わなければ日本という国がどうなるか分からない時代でした。「今は耐えなければならない、臥薪嘗胆だ」という思いで GHQ の占領施策に忍従せざるをえませんでした。単独講和であっても日本は早く独立をしなければならない、と吉田茂は考えていました。昭和 27 年 4 月 28 日にサンフランシスコ講和条約が発効して日本は独立を果たしましたが、しかし、独立後も現行憲法の無効宣言をすることもなく、占領体制が作った価値観をそのまま是認してしまったのは非常に悔やまれますし、半世紀以上経った今に至るもそこから脱却できずにいます。

ところで、昭和 25 年に警察予備隊が設置されたのは、GHQ の占領方針が変わったからです。昭和 25 年には朝鮮戦争が勃発し、世界中で共産勢力が台頭してきました。当初、GHQ は「日本が二度とアメリカに立ち向かないよう軍事力を持たせない」という方針であり、容共的でしたが、昭和 25 年には完全な反共となり、反共の砦として日本に再軍備を要求したのです。

警察予備隊は後に自衛隊に改組されましたが、しかし、自衛隊をしっかりとした国軍にして「自分の国は自分で守る」国になるという選択はされませんでした。日本は当時、非常に貧しく、食うや食わずの状況で軍隊を持つ余裕もありませんでしたし、小さな軍事力に留めておく方が良いとの判断がありました。主権を回復した後もアメリカ軍が日本に駐留し続けるのは本来はおかしいのですが、アメリカ軍に頼らないと日本を守れないという状況ではアメリカ軍の駐留を認めるしかなく、サンフランシスコ講和条約の署名時には、いわゆる旧日米安保条約の署名も同時にされました。

しかし、旧日米安保条約は占領の延長線上の仕組みであり、アメリカが日本を守るという義務もありませんでしたので、昭和 35 年には岸信介により安保改定がされました。日本がアメリカに基地を提供するのであれば、アメリカは日本を守る義務を負うのは当然であり、改定の方向に誤りはなかったのですが、安保反対を訴えるデモ隊が国会を取り囲んで 60 年安保闘争と呼ばれる空前の騒ぎになりました。その後、70 年安保闘争もありましたが、安保や自衛隊に関するまともな議論もされないまま今日に至っています。

日本は、アメリカ軍への基地の提供の見返りに軍事力をアメリカに頼り、軍事費を抑えて経済成長路線に邁進し、世界史上でも稀に見る経済成長を果たしました。しかし、岸信介は安保改正を最終目的としていたわけではなく、いずれは憲法を改正して自衛隊をまともな軍隊にし、日本を「自分の国は自分で守る」当たり前前の国にしたいという思いがありました。安倍総理は、おじいさんの岸信介の思いを受け継いで、「現行憲法下でも集団的自衛権の行使は可能」という憲法解釈変更の閣議決定をし、安保法制の整備を手掛けています。

集団的自衛権の行使を認めたくない勢力は、それが「違憲」との主張を振りかざし、「やるのであれば、先に憲法を改正すべき」と訴えています。それ自体は道理ではありますが、それを言い出すと、そもそも「憲法 9 条 2 項があるのにもかかわらず、自衛隊を持つ」こと自体が違憲なのです。国際情勢の変化によりアメリカの占領政策が変わって日本は再軍備を要求されました

が、その時点で現行憲法は失効したとも言えますし、これまでも解釈を変更することで現実に対応してきました。現行憲法は日本の軍事的解体を狙って作られた占領基本法でありますし、現行憲法を盾に集団的自衛権行使を反対する人に対しては、「あなた方の拠り所とする現行憲法は、自衛隊の発足時に事実上、廃棄されています」と申し上げたいのです。

戦後の日本は、「過去の歴史は全て間違っていた。我々は平和憲法を掲げて戦争放棄を宣言し、世界に誇るべき平和国家になったのだ」と学校でも教え続けてきました。そのような教育が半世紀以上にも渡ると、「自分の国は自分で守る」ことなど想像も出来ない人が大量に生まれてしまい、それが今日の不毛な安保法制議論につながっているのです。

国連憲章には、独立国においては個別的自衛権・集団的自衛権は自然権として有する、と書かれていますし、独立国であれば当然ながら軍隊を持つ権利があります。（もちろん、侵略のための武力行使は認められるべきではありません。）では誰が国を守るのかと考えると、当然ながら国民が守るとしか言いようがありません。現行憲法の9条が問題なのは言うまでもありませんが、現行憲法の一番の問題は「国防の義務」が書かれていないことだと思います。教育・勤労・納税の義務は書かれていても、国を守るという言葉はどこにも出てきません。しかし、書かれていないとしても、国民に国を守る義務があるというのは当然です。もしも国民に国を守る義務がないとすると、いったい誰が国を守るのでしょうか？自衛隊ですか？あるいは警察ですか？あるいは憲法前文にある「平和を愛する諸国民」ですか？国民以外に、国を守る義務など誰も持たないのです。

自分の家族が暴漢に襲われている時は、身を挺してでも家族を守らなければならないように、人には、自分以外の他人のために自らを犠牲にしなければならない場面があります。人が属する最大の共同体が国であれば、国のために自らを犠牲にすることも当然あり得るわけです。「国民には、国防の義務が課されると同時に様々な権利が与えられる」は世界の常識ですが、戦後の日本だけにはこの常識が通用せず、自由・平等・権利ばかりを主張する人

間が増えてしまいました。全ての国民に国防の義務があるのですが、普段私たちが当たり前に思っている参政権は、実は国民の義務と表裏一体であり、国を守る義務のある国民だけにしか、政治に参画する資格は本来与えられません。

衆議院の憲法審査会において、自民党推薦の学者までもが、集団的自衛権行使を可能にする新たな安保関連法案について「違憲」の見解を示した、という報道がありました。特に憲法学者には現行憲法の枠内でしか思考できない方が多く、その枠内で考えれば当然そのようなことになるでしょう。しかし、現行憲法の成立した経緯まで遡って考えると、そもそも現行憲法に縛られること自体が独立国としてあり得ない、という結論になるはず。本来は、このようなことは学者・知識人が国民にしっかりと伝えるべきなのですが、（西部邁先生や佐伯啓思先生のような一部の知識人を除いて）ほとんどいないというのが現状です。また、国会議員でここまで踏み込んで発言するのは私一人だけだと思います。半世紀以上に渡る戦後の常識を覆すことなど一朝一夕にはできませんが、それを承知の上で粘り強く国民に訴え続ける以外にありませんし、それが私の使命だと思っています。

反訳：ウッキーさん

Copyright：週刊西田 <http://www.shukannishida.jp>